**Q1この制度はどういったものですか。**

A1.地域おこし協力隊の雇用関係の事務や活動先を事業者へ委託させていただ

く制度です。今後も持続可能な沼田町商工業の形成や、町内産業の発展を志

す事業者と地域おこし協力隊の間で雇用契約を結んでいただき、企業の課

題解決のために協力隊活動をしてもらうという内容になっております。

　（受託事業者は、役場と地域おこし協力隊業務に係る委託契約を交わすこと

　　となります。

**Q2.地域おこし協力隊事業を受託するメリットは何ですか。**

A2.本制度を受託していただくことで、最長３年間地域おこし協力隊を雇用する

　　ことが可能となります。地域おこし協力隊の報酬は国費で賄われている

　　（約３５０万円分）ため、人件費を大幅に抑えつつ、新たな人材を運用する

ことが可能となります。

**Q3.雇用する地域おこし協力隊員は役場が指定するのでしょうか。**

A3.協力隊候補者の募集や選考は受託事業者に実施していただきます。

　　そのため、自社の課題解決や、事業分野の拡大等に必要な新たな人材を選考

して雇用していただくことが可能です。

**Q4.目ぼしい人材がいるのですが、協力隊として雇用することは可能ですか。**

A4.可能です。募集や選考の方法については、受託事業者へ一任させていただき

ます。ただし、本事業を受託することが決定した後に募集等の採用活動を行

っていただくほか、地域おこし協力隊制度の規定上、都市部から沼田町への

移住を伴う必要がありますので、その方が現在、制度に該当する地域にお住

まいかご確認ください。

**Q5.本事業を受託した場合、何人の協力隊を雇用することが可能ですか。**

A5.基本的に、今回の募集では１社につき１名とさせていただきます。

**Q6.受託事業者として申請するための条件はありますか。**

A6.申請していただくには、下記の条件をすべて満たしている必要があります。

　　①町内で事業活動をしている法人で、沼田町商工会員であり、町内に本店を

有し、町民税の申告義務があり町税を滞納していない事業者であること。

　　②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第

１２２号）第２条に規定する営業を行う事業者でないこと。

　　③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営

業を行っている事業者でないこと。

　　④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員

（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社

会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

**Q7.応募資格が「町内で営業活動をしている『法人』」に限定されており、個人**

**事業主が応募の対象外となっている理由はありますか。**

A7.地域おこし協力隊員として人材を雇用するにあたり、人材の募集や、社会保

険等の手続き、本受託業務に係る経理事務等をより円滑に行える蓋然性が

高いことから応募資格を法人とさせていただいております。

**Q8.申請に係る書類として、何が必要ですか。**

A8.次に掲げる書類が必要となります。

　　①企画提案申込書（様式第１号）

②応募要件に係る宣誓書（様式第２号）

③活動支援事業等提案書（様式第３号）

④提案事業費内訳書（様式第４号）

⑤定款、規約、会則又はこれらに類する書類（事業内容・役員名簿・貸借対

照表・損益計算書等）

⑥団体の概要が分かる書類

⑦納税証明書（道税・消費税等）

⑧法定保険加入状況一覧表

⑨チェックシート（様式第５号）

⑩その他参考資料（任意、様式自由）

（※提出書類の様式については、沼田町ホームページからダウンロードで

きます。）

**Q9.受託事業者の募集枠に対して、枠を超える数の事業者が申請した場合は**

**どうなりますか。**

A9.ご提出いただいた内容を総合的に勘案し、厳正に審査した上で、承認・不承

認の決定をさせていただきます。

なお、不承認は今後一切の不適格を意味するものではございません。申請い

ただいた内容を深化し、次回の募集時に再度ご提出いただいても差し支え

ありません。（※２回目の申請時の優先措置はございませんので予めご了承

ください。）

**Q10.承認を受けて、受託事業者となった場合、どのような手続きが発生**

**しますか。**

A10. 協力隊員の募集・選考・採用を行っていただきます。その後、沼田町役場

との間で地域おこし協力隊業務に係る委託契約書を交わしていただきま

す。（契約日は、隊員の採用基準日に準じます）

**Q11.委託業務として当社に課せられる内容はどのようなものがありますか。**

A11.下記の業務を履行していただきます。

　　　①協力隊員候補者の募集及び選考に関する業務

　　　②企画提案に基づく隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ

　　　③隊員活動に必要な情報収集・研究・サポート

　　　④隊員が地域に定住するためのサポート

　　　⑤隊員の日常生活に関する助言や相談

　　　⑥その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

**Q12.委託期間はいつまでですか。**

A12.町と委託契約を締結した日の属する年度末までとなります。なお、隊員の

任期に応じて年度ごとに再委託することが可能です。（最長３年間）

**Q13.弊社において、隊員の主な業務はどのようなものになりますか。**

A13.仕様書で下記のとおり定めています。

（１）次の活動に係る事業であること。

①様式第３号（支援事業等提案書）に関連した次の事業

・自社の提案内容に係る活動

・自社の主な業務に係る活動

・地域おこし活動（地域のニーズ把握や課題解決に向けた活動、地域

行事やイベントに関する活動、商工会青年部に関する活動　等）

・商工業振興に係る活動

・地域集落及び産業の維持活性化に係る活動

・地域の情報発信に関する活動

・その他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用に

よる地域活性化に資する事業の創出・振興を図るとともに、町内の

産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために町長が

必要と認める活動

（２）将来の起業・就職など、隊員の成長・定住に資する事業

**Q14.逆に隊員にやらせてはいけない業務はありますか。**

A14.特に定めはありませんが、事前にご提出いただいた事業計画が達成される

よう運用を心掛け、協力隊員の能力が最大限発揮されるようご配意をお願

いいたします。

**Q15.本制度を活用して協力隊員を雇用した際に、卒隊後の進路についての考え**

**方はありますか。**

A15.地域おこし協力隊の任期を終え、卒隊した後の進路の規定はございません

　　 が、可能な限り引き続きの雇用をしていただきますようお願いいたします。

**Q16.「ほとんど無料で人材を迎えられる制度」と考えてもよいでしょうか。**

A16.そのように捉えていただいても差し支えありませんが、なるべく本制度を

　　 最大限有効活用していただくために、申請段階での計画書提出と審査がご

ざいますことをご理解いただいた上で申請していただくほか、「期間限定

のお手伝いさんを迎える」とならないよう、継続雇用を前提とした制度で

あることを予めご留意ください。今後の自社活動を発展させるようご活用

いただけますと幸いです。

**Q17.委託の対象経費は何が挙げられますか。**

A17.委託の対象経費は次に掲げるものとしております。ただし、委託契約の締

結前に発生する経費は対象となりませんので、予めご了承ください。

　①隊員の人件費等に係る経費

②隊員の地域おこし協力隊としての活動に係る経費

③隊員の活動の広報に要する経費

④隊員の活動の調整、支援に関する経費

⑤隊員の育成に関する経費

⑥隊員の住居確保に要する経費

⑦その他町長が必要と認める経費

**Q18.委託の対象経費の限度額はいくらになりますか。**

A18.隊員１人あたり、５５０万円／年（消費税含む）を上限としております。

**Q19.対象経費の５５０万円は、A17に掲げる経費であれば自由に使用できま**

**すか。**

A19,５５０万円の内訳には規定があり、次に掲げる内訳の上限を超える流用は

認められません。

　　　【内訳】①報償費（人件費）３，５００，０００円

　　　　　　　②活動費　　　　　２，０００，０００円

　　 なお、隊員へ支払う報償費は、町が別途指定いたします。（報償費は、

　　 沼田町会計年度任用職員として任用される地域おこし協力隊に準拠して

　　 おり、町規定の改正が行われた場合は、変更が生じることがございます。）

**Q20.活動費として掲げられている金額は、協力隊活動に対して自由に支出して**

**もよいですか。**

A20.基本的には、活動に係る経費として必要なものに支出していただく形にな

ります。ただし、次に掲げるものに係る経費は必ず支出していただく必要

があります。

　　　　ア　町が指定する住居（公営住宅を原則とする）に入居する場合におい

て、当該住居に係る家賃全額

　　　　イ　社会保険・雇用保険・労働保険等への加入を必須とし、

その経費全額

　　　　ウ　雇用する協力隊に係る年１回の健康診断受診を必須とし、

その経費全額

　　　　エ　活動に使用する協力隊名義の自動車借り上げ料として、

月額１５，０００円。ただし、協力隊名義であることに加え、

任意保険に加入している車両であることが必須。

オ　協力隊が使用する通信機器（パソコン端末等）の借り上げ料として、

月額５，０００円。

カ　上記ア～オを除く活動費の範囲内において、各隊員の活動のため

に隊員本人が希望する経費。

　　 また、事前に計画していなかった支出については、別途協議が必要として

　　 おりますので、申請段階で可能な限り経費を検討していただきますようお

願いいたします。

**Q21.雇用した協力隊員の報酬や手当の金額は定められていますか。また、**

**５５０万円の枠を超えて、手当等を支給することはできますか。**

A21.基本的にはA19、A20で示しているとおりとなります。５５０万円の枠

を超過して支給する場合、その分の金額は御社の自己負担という形になり

ます。

**Q22.報償費３５０万円の枠に照らし合わせると、月の支給額は約21万円と**

**なります（３５０万円／約１６.6ヶ月分（期末手当含む））が、当社が自**

**己負担で上乗せ支給することを前提に、例えば月給２５万円として求人を**

**出すことは可能ですか。**

A22.可能です。通常発生する人件費の負担を委託料によって工面できる分、

御社の自己負担によって報酬を上乗せし、比較的好条件での募集を進めて

いただくことで新たな人材獲得に繋がる可能性が高まることと思います。

　　 なお、上記のような条件で採用活動を進める場合、隊員卒隊後の３年後の

労使に大きな条件変更やそれに伴う問題が生じないようご留意ください。

**Q23.受託した業務に対する委託料の支払いはどのようになりますか。**

A23.毎月、委託料として、定額を請求していただき、概算払でお支払いする形

　　 となります。事業年度末に、委託業務に係った経費を精算し、委託料の精

算払または精算戻入をします。

**Q24.雇用した協力隊が、諸般の事情（傷病、自己都合　他）によって活動を続**

**けられず、解雇に至った場合、経費の考え方はどのようになりますか。**

A24.委託期間が１年に満たない場合は、契約金額を契約月数及び日割りによっ

　　 て按分し、精算払でお支払いする形となります。

**Q25.委託料の請求以外に、毎月発生する手続きはありますか。**

A25.毎月５日までに前月分の活動報告を提出していただきます。なお、３月分

　　 については、年度内３１日までにご提出をお願いいたします。

　　 活動報告書の提出にあたって、必ず御社で内容をご確認いただいた上でご

提出をお願いいたします。

**Q26.弊社での活動以外に、協力隊員に推奨する活動はありますか。**

A26.町が毎月実施している月例会（活動報告会）等への参加についてご配慮を

お願いいたします。

それ以外の活動内容については基本的には御社にお任せいたしますが、町

外から移り住んできた協力隊員が町に定着できるよう、活動の中で社内や

町内、取引先等との人間関係を構築できるようご配意いただけますと幸い

です。

**Q27.協力隊員が「副業をしたい」と申し出た場合、許可しても大丈夫ですか。**

A27.大丈夫です。要綱では、業務委託に支障がない範囲において、受託事業者

の許可を得て別途就業等ができることとしております。

**Q28.当初、計画において想定していた事業が上手く運ばなかった場合、**

**その目的で雇用した協力隊員の立ち位置はどのようになりますか。**

A28.なるべく計画に沿って効果的な運用をしていただければと思いますが、

　　 当初の想定から変更が生じる場合には、計画の変更書をご提出いただく

　　 こととなります。それをもって直ちに委託契約が解除されるわけではござ

いませんので、ご安心ください。ただし、変更後の計画において、協力隊

員の力が有効に活用されるよう、最大限ご配意をお願いいたします。

**Q29.雇用した地域おこし協力隊員の活動場所に制限（町内に限る等）はありま**

**すか。**

A29.特に制限はしていませんが、基本的な活動場所は沼田町内一円を想定して

　　 おります。出張等の用務で一時的に町外へ出ることについては問題ありま

　　 せんが、月の大半を町外で過ごしている等、「実質的に沼田町に住んでいな

い」と見受けられるような運用については隊員の地域定着の観点から禁止

させていただきます。

**Q30.隊員の雇用規定や、諸手当等の条件は、町の会計年度任用職員の規定に**

**準拠しますか。**

A30.本受託業務に関して仕様書で定めている規定に従っていただきます。なお、

　　 要綱で定めていない点（例えば雇用保険等）については、御社の規定に準

　　 拠して取り扱ってください。

**Q31.毎月の活動報告書の提出について、留意すべき点はありますか。**

A31.その活動報告書によって、隊員が実際に行った活動や、それによって得ら

れた気付きや経験、改善点等の思案があったことがわかる記載をするよう

隊員へのご指導をお願いいたします。

また、提出の際には、御社のご担当者様が、活動報告書を確認し、承認し

た上でご提出ください。

**Q32.実績報告の際に必要になる書類はありますか。**

A32.業務が完了した際には、以下の書類を作成し、ご提出ください。

　　　 ①実績報告書（様式第８号）

　　　 ②地域協力活動等が確認できる書類（任意様式）

　　　 ③収支清算書（様式第９号）

　　　 ④収支状況が確認できる書類（レシート等）

　　　 ⑤その他町長が必要と認める書類

**Q33.地域協力活動等が確認できる書類とはどのようなものですか。**

A33.隊員が、商工会主催の催しに青年部として参加された場合や、自身で企画

してイベントを実施した場合に、参加報告書を作成いただき、通常の活動

報告書と同様に得られた経験等について記載した書類をご提出いただく

ということを想定しています。（自身で企画した場合は、決算書等も添付）

**Q34.収支状況の確認書類としてレシート等と挙げられていますが、具体的には**

**何を提出すればよいですか。**

A34.収支の性質に合わせて、おおまかに以下のようにお考え下さい。

　 ・本業務の決算状況がわかる書類　→　収支清算書

　　　 ・隊員の報酬、手当に関するもの　→　給与明細の写し等

　　　 ・隊員の活動や必要物品の購入　　→　領収書（レシート）

　　 単年度での提出書類は上記のとおりとなりますが、必要に応じてその他の

　　 書類をご提出いただく場合がございますので、予めご了承ください。

**Q35.農業法人であっても商工会員であれば申請することはできますか。**

A35.申請の際にご提出いただく計画内容が、商工業の振興に係るものであれば

　　 申請可能です。なお、雇用した隊員を農作業に従事させる可能性がある場

　　 合は、既存の協力隊募集の枠組みとして農業支援員の枠があるため、本制

　　 度の対象外とさせていただきます。

**Q36.雇用した地域おこし協力隊を配置換えすることはできますか。**

A36.計画を遂行するための部署の配置換えであれば差し支えありません。

　　 なお、自社内のことであっても他の店舗や事業所への出向や転属、それに

類する配置換えは禁止です。

**Q37.業務受託後、社名や役員等、会社組織に変更が生じた場合、どのような取**

**扱いになりますか。**

A37.基本的には本受託業務を引き続き実施していただくことになりますが、

　　 組織の体制に変更が生じる場合、変更計画書を提出していただき、契約の

　　 変更手続きをしていただく形になります。

　　 ただし、組織の体制に大きな変化が生じる場合（M&Aによる経営権の変

更等）は、業務の履行可否を再度審査させていただく場合がございますの

で、事前にその旨をご連絡ください。

**Q38.当社で人材を募集するにも、ハローワークや企業説明会では難しい部分も**

**あります。何かいい方法はありますか。**

A38.人材の募集は、既存の募集・採用活動を実施していただくことも勿論可能

ですが、沼田町としても移住相談会の場や地域おこし協力隊のマッチング

の場等において、本業務を受託された業種としてご紹介をさせていただき

ます。

また、地域おこし協力隊の募集業務のノウハウを持っている企業へ依頼し、

そちらのルートから人材探しを進めるのも一案と考えます。（依頼に係る

相談や交渉は、必要に応じて受託事業者から行っていただくこととなりま

すが、委託料の対象外の経費となりますのでご注意ください。）

**Q39.受託事業者として承認を受けた場合、契約日はいつからになりますか。**

A39.受託事業者として承認を受けた後、御社には協力隊員の募集・採用活動を

進めていただくことになります。採用までの期間は、実質的に本受託業務

を履行可能な状態とは言えないため、本事業の契約日は、協力隊員の採用

日を基準とさせていただきます。

**Q40.事業期間は年度末までとなっていますが、人材を募集しても年度内に見つ**

**からなかった場合はどのようになりますか。**

A40.受託事業者としての承認の期限は当該年度の３月３１日までとさせてい

ただきますので、それまでに隊員の採用に至った場合は、契約して業務を

履行していただきます。

なお、人材が見つからないまま翌年度の４月１日を迎えた場合、受託事業

者の承認は一度取り消しとさせていただく場合がございますので、予めご

了承ください。